

道路の不法占用物件への対応について

横浜市道を長年に渡り不法に占用している案件について、解決に向けての話し合いを行うとともに、法的な手続きを進めてきましたが、自主的な撤去がなされない場合に備えて行政代執行の準備を進めています。

なお、できるだけ自主的に撤去していただけるよう指導と話し合いを粘り強く継続してまいります。

1 横浜駅西口の物件（おでん屋台及びラーメン屋台）

(1) 不法占用物件概要

おでん屋台 3 軒 所在地：西区南幸一丁目 14 番の地先

ラーメン屋台 2 軒 所在地：西区南幸一丁目 11 番の 2、2 番の 1 の地先

(2) 行政代執行が必要な理由

両屋台による不法占用が長年の間続いており、これまでも撤去について再三指導してきましたが、解決に至っていません。

おでん屋台については、不法占用により道路の実質的幅員が狭まり一般の通行が妨げられ、特に歩行者の安全確保上の問題が生じており、「平成 28 年 1 月 31 日」という誓約書に記された自主撤去期限も経過しています。

また、同一地区の不法占用の解決を図るため、同様に不法占用状態にあるラーメン屋台についても行政代執行の準備を進めております。

(3) 主な経緯

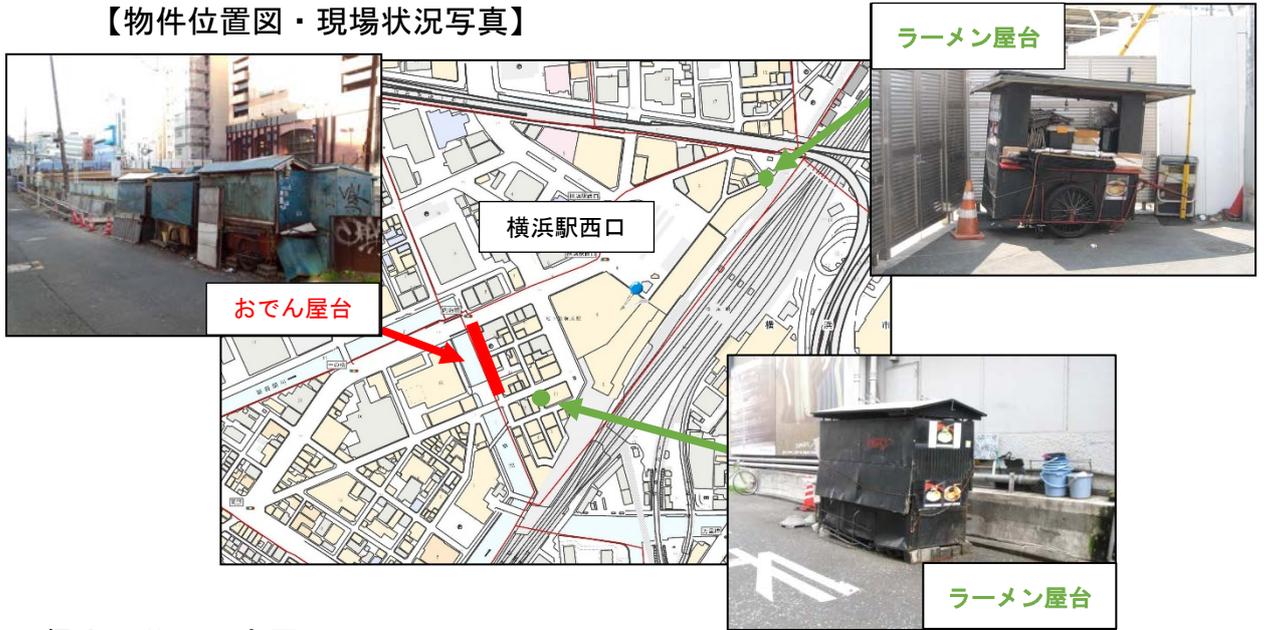
【おでん屋台 3 軒】

昭和 45 年頃	幸川沿いの屋台 16 軒による不法占用を確認
63 年	横浜博覧会を控え指導及び警告看板の設置
平成 22 年 12 月 22 日	「平成 28 年 1 月 31 日までに営業を廃止し、自主的に撤去する」旨の全屋台経営者が署名・捺印した誓約書が提出される
27 年 12 月 25 日	・ 12 軒に措置命令書を送付（履行期限：平成 28 年 1 月 31 日） ・ 期限までに 1 件の自主撤去を確認
28 年 2 月 1 日 ～18 日	・ 11 軒に戒告書を送付（履行期限：平成 28 年 2 月 15 日） ・ 自主撤去確認のパトロール開始、8 軒の自主撤去を確認
3 月上旬	自主撤去されない場合、行政代執行の実施（予定）

【ラーメン屋台 2 軒】

時期不明	屋台を市道上に常置、夜間営業開始
平成 21 年 2 月～	自主撤去の文書及び口頭指導
28 年 1 月 6 日	措置命令書を送付（履行期限：平成 28 年 1 月 21 日）
1 月 22 日	戒告書を送付（履行期限：平成 28 年 2 月 4 日）
3 月上旬	自主撤去されない場合、行政代執行の実施（予定）

【物件位置図・現場状況写真】



2 保土ヶ谷区の家屋

(1) 不法占用物件概要

家屋 2 棟 所在地：保土ヶ谷区和田二丁目 66 番の 3

(2) 行政代執行が必要な理由

これらの家屋により、一般の通行が妨げられているほか、建物の老朽化が進んでおります。平成 25 年の台風の際に一部が道路側に倒壊し危険な状態にあり、第三者に危害が及ぶことを未然に防ぐ必要があります。

(3) 主な経緯

【家屋 2 棟】

昭和 56 年	不法占用を確認
平成 8 年～	自主撤去の文書及び口頭指導
平成 25 年 10 月 16 日	台風 26 号の暴風により、外壁が道路側に倒壊
27 年 2 月 17 日	措置命令書を送付（履行期限：平成 27 年 4 月 16 日）
12 月 14 日	戒告書を送付（履行期限：平成 28 年 1 月 8 日）
28 年 3 月	自主撤去されない場合、行政代執行の実施（予定）

【物件位置図・現場状況写真】

